広報 水巻

11月1日（1968）

■ No. 245 ■

毎月1回各家庭に配布

発行所　福岡県遠賀郡水巻町役場　発行人　西尾　司　編集人　広報編集委員会（総務課）　印刷所　冷牟田印刷合資会社　電話（代表）㊸0536

町の人口
（43. 9月末現在）

人口	29,366
男	14,615
女	14,751
世帯数	6,953

前月との比較
人口 −73　世帯−12

中学校卒業程度認定試験

この認定試験は、病弱、虚弱、発育不完全その他やむをえない事由のために、義務教育諸学校に就学することができず、就学を猶予または免除された人などに対し、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行なう試験で、認定試験に合格した人は、高等学校の入学資格が与えられます。詳しくは水巻町教育委員会に問合せください。

問合せ先　㊸　0401～3

第6回定例議会

水巻中用地買収など17議案を可決

昭和43年第6回水巻町議会定例会は、9月16日招集され会期を9月30日までの15日間とし、昭和43年度一般会計・水道会計の補正予算案、堀川水利組合議会議員の選挙、頃末小学校防音鉄筋改築第2期工事の契約、水巻町学習等供用施設の新築工事の契約、町道の認定など、17議案を審議した結果全議案とも原案どおり可決しました。

各委員会で審議された主なものは次のとおりです。

総務財政委員会

①水巻町清掃条例の一部改正について。

本町は、特別清掃地域として吉田、頃末、古賀等の一部分を指定していましたが、これを町全域指定地域とするものです。

日炭社宅の清掃についての質疑がおこなわれ、事業所としての清掃義務と町の清掃業務との関係を審議しました。

清掃についての最終責任は町長にあるとのことで、全員一致で原案を可決しました。

②非常勤消防団員の退職報償金条例の改正について。

非常勤消防団員の退職金が非常に安いので、全国の退職報償基金に加入している以外に、町単独で退職金を増額する考えはないかとの質疑がなされ、町長からできないことはないが、今すぐに改正する意志がないとの表明がありました。

委員会としては、財政のゆるす限りもっと増額するよう意見を付し、全員一致で原案を可決しました。

③昭和43年度一般会計補正予算について。

梅ノ木駐在所の移転改築費補助について、全額県費でやるべきだとの意見と、一時借入金の限度額が多すぎるとの意見がありました。駐在所改築については、町から県に陳情して設置してもらった経緯と防犯強化のため、3交替勤務としてもらうように要求し、建坪も大きくする必要があり、諸般の事情で止むを得ないとのことで、賛成多数で原案を可決しました。

④猪熊地区防火水そう新設に関する陳情書について。

猪熊区から提出されましたが、町全体の計画の中で検討するため、閉会中の継続審査とすることにしました。

民生文教委員会

①水巻中学校用地の取得については、古賀区の二礦ボタ山跡に産炭地域振興事業団の造成地がありますので、その内7万4千5百95㎡を3.3㎡当り6千82円で購入することになりました。

手付金として、2千7百46万4千5百22円を44年度に支払うことで全員一致で原案を可決しました。

②昭和43年度一般会計補正予算について。

町営住宅の畳の入れ替えは退去時のみでなく、実情に応じて入れかえ、また、付属建増等は実情にあうように、管理上の規定を改正すべきである等の意見がでましたが、補正予算は原案どおり全員一致で可決しました。

③生活保護受給に関する諸要求の陳情書については、閉会中に審議することにしました。

土木経済委員会

①昭和43年度一般会計補正予算について。

郡農業振興連絡協議会の活動内容、自作農協会負担金について質疑し、全員一致で原案のとおり可決しました。

②水道事業会計補正予算について。

給配水設備、新設改良費の追加分50万円について審議し、賛成多数で原案可決しました。

③町有地と日炭所有地との交換について。

日炭社有地内にある、国有地はどうなっているかとの質疑に対し、「大正11年に無償で町に譲渡されている」と回答。

昭和36年から38年にかけて町が保存登記を完了しているということで、原案を可決しました。

④杁、宮ノ下地区から提出された道路舗装の請願は、町全体の計画の中で順位を決めてやるべきであるので、不採択とすることになりました。

⑤古賀区、新生街の排水溝ふた設置に関する陳情書については、死亡事故の危険もあるので、日炭及び事業団とも交渉して、早急に安全対策をとうずることに意見が一致しました。

⑥公共料金値上げ反対陳情書については、今すぐに値上げをする考えはないが、今後もできるだけ値上げをしないよう、努力してもらいたいと執行部に要望しました。

⑦そのほか、曲川、堀川の改修計画について、早急に県及び九州地方建設局に水巻町の要望事項を取上げさせるため、陳情することを決定しました。

町長及び議長が県の鉱害課、及び建設省に強力に陳情をおこなってきました。

水巻町に水害のないような改修計画を実現するため、最大の努力をしたいと思います。

産炭地振興特別委員会

①猪熊に工場団地を誘置するため、産炭地振興事業団に交渉をしています。

事業団から現地調査にもきましたし、資料の提出をしています。2カ月後にはある程度の見透しがつくと思われます。

若松～福岡間海岸道路がいつできるかが問題である。

河口湖は建設省に移って調査中であるが、県に調査内容を知らせるよう要求しています。

②吉田地区住宅改良事業については、43年度分を認定申請しています。

用地買収は、46年建設計画地域まで買収できる見透しです。

都市合併研究特別委員会

広域行政を推進するため、当面郡内の教育委員会を統合することを目標として調査、資料の作成を急ぐことに決定しました。

新監査委員に栗原さん

故永沼武雄監査委員の後任に栗原友彦さんが選任されました。

（栗原さんの略歴）
- 水巻・遠賀ショッピングサービス株式会社代表取締役
- 遠賀信用金庫監事
- 水巻町商工会協同組合監事
- 栗原さんは温厚な人で商工会議所設立に力をそそがれました。

新教育長に船津深さん

（教育長船津さん）

（教育委員行正さん）

石橋豊蔵氏、江藤小平氏は10月6日付で水巻町教育委員会委員の任期が満了しました。

江藤小平氏は再任されましたが、石橋豊蔵氏（教育長）は退職されました。

教育長の後任に船津深氏が10月7日付で選任されました。

新教育委員として、行正諄氏が10月7日付で選任されました。

水巻町教育委員会の委員は次のとおりです。（敬称略）

委員長	江藤　小平（猪　熊）
代行者	宮崎都市雄（中央区）
委　員	行正　諄（杁社宅）
委　員	三好福美子（頃　末）
教育長	船津　深（二　）

本年は1千9百48年12月10日、国際連合が世界人権宣言を採択して、20周年を記念する国際人権の年であります。

国際連合は各加盟国に対し、国際人権の年の諸行事を行なうことを要請し、加盟国はこの要請に対し、多彩な行事を計画しております。我が国においても12月10日に、東京比日谷公会堂で政府主催による記念祝典が計画されています。当日は皇太子殿下も御出席される予定です。

全国人権よう護委員大会も開催され、各地におきましては、地方法務局、人権よう護委員連合会又は、同地区協議会で種々の行事が行なわれております。

北九州協議会も、国際人権に関するポスター・標語の募集、弁論大会などをおこなってきました。また学童のために道路横断旗を寄贈しました。

世界人権宣言とは、平和で秩序ある自由な世界に生きてゆこうとする人間の意志をどのようにして実現してゆくかということです。

人権宣言の条項は次のとおりです。

人権に貧富を問わぬ法の保護

――国際人権の年にあたり

第1条　この世界ではすべての人々は1つの家のなかの兄弟姉妹のようなものです。ですからあなたは他人に対して、やさしく親切はどこえ行っても尊重されなくてはなりません。

第2条　あなたの権利は、あなたの富や家がらや、宗教、男女の別、ひふの色のちがい、政治上の信念とは何の関係もないのです。

第3条　あなたには生きる権利、生きながらえる権利があります。

第4条　誰もあなたを奴隷にすることはできません。

第5条　あなたは恥ずべき方法で傷つけられたり罰せられたりすることはありません。

第6条　あなたの人としての権利はどこえ行っても尊重されなくてはなりません。

第7条　あなたは法律の目でみればあらゆる人と同じ権利を持っています。

第8条　誰かがあなたの権利を奪いとったならば、あなたはそれをとり戻すために法廷にでて請求することができます。

第9条　あなたは法律にそむいたことをしない限り、捕えられたり、ろう獄に入れられたり、あなたの町や国から追放されることはありません。

第10条　あなたは法律にそむいたことをしたというとがめを受けたなら、公正な法廷で公正な公開の裁判を受けることができます。

第11条　あなたは実際にまちがっていることが分るまでは有罪ではないと考えられなくてはなりません。あなたがそれをした時に、法律にそむいていなかったならば罪せられることはありません。

あなたがその行為をしたときに、法律によって認められていたものよりも、重い刑罪を与えられることはありません。

第12条　どんな人でも、法律によって認められた十分な理由なしに、あなたの郵便物を開封したり、読んだりすることはできません。

また、あなたの許しを受けずにあなたの家へはいることはできません。

第13条　あなたは自分の国の中を自由に旅行したり、自分の国を立ち去ったり、また帰ってきたりすることができます。

第14条　あなたが自分の国にいて身の安全を感じられないか、悪いとり扱いを受けるかしたら、別の国へ行って生活ができます。あなたが何も悪いことをしていなければそうすることができるのです。

（以下次号に続く）

水巻町人権よう護委員
北九州人権よう護委員協議会
常任委員
室井貫蔵氏寄稿（杁）

みどりと広場のみずほ団地

分譲希望者募集

勤労者のための住みよい町づくりの一環として、伊佐座地区にみずほ団地を建設中ですが、第1期分の分譲住宅が完成しました。次の要領で購入者を募集します。

①建設場所　水巻町伊佐座　西鉄中間線「二塚」徒歩3分・福岡門司線「立屋敷」7分、国鉄「水巻駅」7分

②募集戸数　木造瓦葺平家1戸建22戸

③受付期間　昭和43年11月11日～11月15日（5日間）午前10時～午後4時まで。

④受付場所　水巻町役場管財課住宅係

⑤抽選日時及び場所　昭和43年11月18日、午後1時～5時、水巻町民会館

⑥譲渡予定価額
- 敷地面積　2百42㎡～2百36㎡
- 建物面積　53㎡
- 譲渡予定価格　2百21万7千円～2百19万5千円
- 公庫融資金　94万円
- 自己資金　一時金払、1百7万7千円～1百5万5千円
- 公社分割金　20万円
- 公庫償還金　初回8千7百8円　最終回4千4百53円
- 申込者最低月収　5万3千円

（注）(イ)町上水道、汲取便槽付
(ロ)公庫借入金返済方法、入居後18年以内
公社分割金返済方法、入居後5年以内

- 入居予定　昭和43年12月上旬

パンフレット、申込書（1部50円）は、水巻町役場管財課、福岡県住宅供給公社分譲課にあります。

問合せ先　水巻町役場管財課　㊸0631

早期発見に健康診断（無料）

成人病・老人病

あなたの体は赤信号ではありませんか。

体の異状はなかなか発見しにくいものです。自分では健康だと思っていても病気にかかっていることがあります。

なかには手遅れという例もたくさんあります。

このようにならないために、毎年1回無料で健康診断をおこなっております。今年も次の要領で行ないます。

①該当者
成人病検診　満40才～満64才までの方
老人健康診断　満65才以上の方

②診断内容　問診、検尿、血圧検査、その他
診断の結果悪い方は、後日精密検査（無料）も行ないます。

③検査日程

第1回目
期日　10月30日　9時30分～11時まで
場所　遠賀保健所
該当地区　高尾区、二社区、古賀区、梅ノ木区、高校区、三ツ頭区、高住鉱産

第2回目
期日　11月6日　9時30分～11時まで
場所　遠賀保健所
該当地区　頃末、杁、古賀、新生街、樋口、猪熊、猪熊町住

第3回目
期日　11月13日　9時30分～11時まで
場所　遠賀保健所
該当地区　吉田一、二、三、吉田区、一社区、鯉口区、中央区

第4回目
期日　11月20日　9時30分～11時まで
場所　遠賀保健所
該当地区　立屋敷、伊佐座、二二町住、下二、下二町住、林住宅、入江興産

事情により該当日に受診出来ない方は、4回の内いずれかで受けて下さい。

加入してよかった 国民年金

あなたは国民年金に加入していますか。

加入していても保険料を納めず、そのまま放置していませんか、このような人は将来老令年金がもらえなくなります。

また、保険料を掛け忘れている人はいませんか。

国民年金の受給資格は加入者が3年間継続して保険料を掛けておらなければなりません。

たとえば、A市の例ですが、29才になる奥さんが窓口にとられ、主人が先月交通事故で亡くなったので、母子年金をもらいたいと相談にとられました。

調べてみますと奥さんは、昭和36年に国民年金に加入され、昭和37年9月まで保険料を納めていましたが、後が未納になっていました。保険料が未納になっているため、母子年金を受ける資格がないことを説明しました。

奥さんは今から未納の保険料を納めるが、それでも駄目でしょうかと泣きつかれました。

未納の保険料は過去2年まで、さかのぼって納めることができるが、それ以上は駄目だと説明しました。

老令年金のことを話しますと、今後は保険料を必ず納めるということで帰られました。

本町でもA市と正反対のケースがありました。

この人は吉田の三のYさんと、樋口のSさんです。二人とも昭和36年に国民年金に加入しました。Yさんは毎月保険料を納めていました。

Sさんは生活が苦るしいため、保険料の免除の手続をしていました。

Yさんと、Sさんはともにご主人が亡くなられ、母子年金の手続をされました。

二人とも、自分の義務をはたしておられましたので、年間6万4千8百円受給できるようになりました。

自分の権利を主張するには、義務をはたさねばなりません。

保険料の掛け忘れがないかもう一度たしかめて下さい。

訓練のつみあげで初入賞

消防ポンプ操法県大会

福岡県消防ポンプ操法県大会は、9月22日、福岡市東公園で各地区代表の精鋭28チームが参加して、小雨の中で技を競いました。

遠賀郡を代表して、本町の消防団が出場しました。

強化合宿など日ごろの訓練の成果を十分に発揮し、第6位に入賞しました。

入賞は町消防団発足以来のことです。

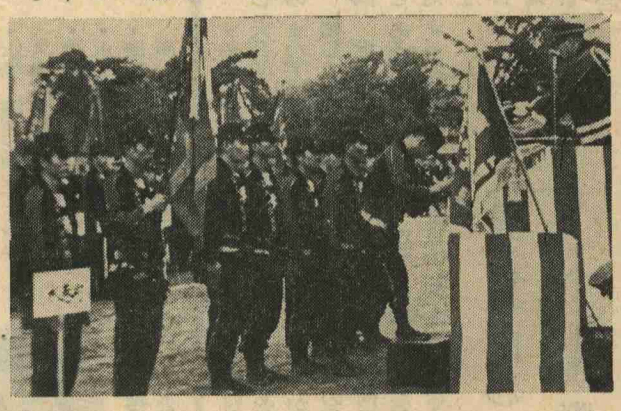

（初入賞の水巻町消防団）

卓球一般で優勝〔三回目〕

県民体育大会

第11回県民体育大会が、9月22日（日）平和台球場を中心にしておこなわれました。

遠賀郡を代表して、町より多数の選手が参加しました。

卓球一般の部が優勝するなど、他の強豪チームを相手に、水巻町の選手はおおいに実力を発揮しました。

（優勝の水巻チーム）

遠賀郡は団体で次のような成績をあげました。

陸上　青年の部　3位
バスケットボール　教員　3位
軟式庭球　壮年　1位
卓球　一般　1位
相撲　青年　2位

卓球の対戦成績は次のとおりです。

第1戦　遠賀郡　不戦勝
第2戦　遠賀郡3－飯塚市1
第3戦　遠賀郡3－糸島郡0
第4戦　遠賀郡3－田川市0
優勝戦　遠賀郡3－豊前市2

珠算競技大会

玉をいれる指先も軽く

第10回水巻町青少年珠算競技大会は、10月27日、2百34名の小中学生が参加し、町民会館で行なわれました。玉をいれる指先もかるく、日ごろの自慢の腕を競いあいました。

成績は次のとおりです。

個人総合　小学生の部
4年　1位　白上和寛　吉田二
　　2位　河島裕月　三ツ頭
　　3位　谷岡福恵　梅ノ木
5年　1位　材木五子　古賀区
　　2位　吉川悦子　梅ノ木
　　3位　岩井ゆずる　枡社宅
6年　1位　長野昭利　枡社宅
　　2位　松田美智子　梅ノ木
　　3位　正木敬子　三ツ頭
中学生の部
　　1位　大林潤子　吉田二
　　2位　田中美津子　梅ノ木
　　3位　原口洋子　古賀区
団体総合　小学校の部
4年　1位　梅ノ木区A・2位　下二町住A・3位　三ツ頭区A
5年　1位　三ツ頭区A・吉田区A・3位　古賀区A
6年　1位　三ツ頭区A・2位　下二町住A・3位　吉田二A
中学生の部
　　1位　梅ノ木区A・2位　三ツ頭区B・3位　吉田区

優勝チームとの点差ははわずか5.4点でした。

本町の得点は2百点満点で1百89・8点でした。

国づくりに役立つ 郵便貯金

郵便貯金は、国民生活に結びついた貯蓄手段として広く利用されています。

また、国の財政の投融資資金として重要な役割をはたしております。

たとえば、住宅、道路、学校の新改築等の建設資金等に役立っています。

今年も郵便貯金奨励運動が10月1日から10月31日までおこなわれました。

空気にふれると食用油は変質

油は熱を加えたり、空気にさらしますと性質が変化し酸化します。油が酸化しますと中に有毒物ができて、体に悪影響を与えます。

こういう油を長く使っていますと、肝臓がはれたり、病気の原因になります。

古い油の中に新しい油を入れるのは、新しい油まで酸化させることになり、一番損な使い方です。油がねばっこくなって赤褐色に変色したものは、古い油ですからいさぎよく捨てましょう。

また油は熱いうちにして、ビールびんのように口の狭いものに入れて、きちんとふたをして、直射日光の当たらない所に保存して下さい。

芳しい 菊の展示会

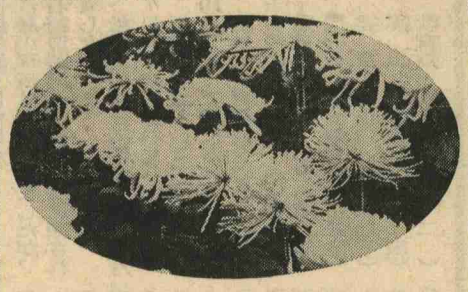

下二の老人クラブで菊を愛好する人達が集まり、菊づくりに精をだされ、その菊の展示会が10月29日に下二公民館で行なわれました。

たん精こめてつくりあげただけあって、みごとな菊が咲きほこります。菊を愛好する人は、お気軽るに見にきて下さいと、吉田さんは言っておられました。

下二老人クラブ

土の中からイモが

園児のイモほり

わあー大きいジャガイモダーちがうよ、といい争う子。側にいたお母さん達もこれには思わずにが笑い。

これはサツマイモですよと、先生の説明でうなずく子。

第2保育園の園児が、指折り数えて待った楽のしいイモほりが10月15日に下二でありました。

畑に植えてあるサツマイモを見たことのない園児が多いために、園児のお母さん達が下二の豊沢さんの畑を借りて、サツマイモの苗を植えたものです。

夏の炎天の中で、忙がしいあい間に畑の草取等手入をされ、その努力のかいあって大きなサツマイモがごろごろ。

それをおって園児達のはじけるような歓声があがります。

お母さん達もイモを堀る手をやすめて思わずニッコリ。

園児達にとっては楽のしい一日でした。

「たばこ」は町内で買って下さい

「たばこ」からの税金は町の財政を支えています。

「たばこ」を買うときは町内で

くらしのメモ

・セーターにおなじみになるのがこれからです。長もちさせるために、ぬいだとき、ちょっと手入れをしてください。ぬいだら軽くホコリをたたき出し、ひじがのびていたらキリを吹きかけて形をととのえ、かげぼしにしましょう。寝る前にはきちんとたたみ、ソデの部分だけふとんの下にしておくとよいでしょう。ときどきそでロやエリをベンジンでふくことをお忘れなく。

セーターを手入れして美しく装いましょう。

・気がつかないうちに、すきま風の季節になっていた……ということがあります。

とくに農家の便所、おふろほ、すきま風が多いもの。

いまのうちに、めばりなどして、かぜひきや、冷え症を追放してください。

家庭でブドー酒をつくってはいけません

くずブドー等でブドー酒をつくることは、酒の密造をすることになります。

皆さんの家庭で自家用として、つくってもよい酒は、梅、みかん（温州みかん、紀州みかん、夏みかんに限ります）、すもも、かりん、いちご、にんにく、くこ、しそ、くわ、またたび、さるなし、とち、ぐみの13品目の果物です。

この果物にしょうちゅう（アルコール分が20度以上の正規の酒類を同時に必ず使用しなければなりません）と砂糖をまぜてつくるお酒です。

このようにしてつくるお酒も果物、砂糖をまぜ醗酵してアルコール分がでたあとに、しょうちゅう等をまぜたり又販売することは、酒税法違反となります。

税務署だより

若松税務署は税についての相談ごとを、次のとおりおこないます。なお、今月は所得税の納期になっております。

11月1日～10日・納税者の声を聞く旬間。
11月5日、15日、25日、税の相談日。
11月15日、予定納税の減額申請期限
11月30日、所得税第2期分の納期限。

忘れ物

9月6日町民会館でありました献血のさい、男物のコウモリがさを忘れられた方は係まで連絡下さい。　連絡先　役場厚生課

つつしんでおくやみ申しあげます

つぎの方から香典返しにかえ、多額の金品を社会福祉協議会にご寄贈いただきました。

ここに厚くお礼申し上げますとともに、故人のごめい福をお祈りいたします。

故鉄次郎様　井上元継様　吉田一　故恒男様　楠田ハツヨ様
吉田三　故スエノ様　藤崎博幸様　下二町住
故フジ様　行正正人様　二